江戸川区教育委員会会議規則の見直しを考えるよう求める陳情

(文教委員会付託)

受理番号 第120号 受理年月日 平成24年11月20日

付託年月日 平成24年12月 4日

. . . .

陳 情 原 文 江戸川区教育委員会へ陳情を出すにあたり会議規則を読み解いていた ところ、教育委員会会議規則では陳情の扱い方の規定がなく、慣例により区議会と 同様の扱いをしていると言う独立性のない状態が続いています。

また、請願における規定では委員の紹介を必要としますが、教育委員は常勤でなく、公選で選ばれた議員のように事務所など市民の相談を受け付ける体制が整っていないので、請願を行いたいとした場合に無理が生じ、事の取りようによっては請願権の侵害にあたる懸念もあります。

なによりも指導的立場にある東京都教育委員会会議規則でも、陳情は行為として の意味であり、請願の受付には規定はなく請願法に則ったものとなっています。

つきましては、江戸川区教育委員会会議規則の整合性や時代に沿った改善すべき 点がないか、見直しを考える専門チームを作り教育委員会へ勧告するよう陳情いた します。